



熊労発基0314第1号の2
平成25年3月14日

関係団体の長 殿

熊本労働



熊本労働局第12次労働災害防止推進計画の策定について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、平成25年度を初年度する第12次労働災害防止計画が、厚生労働省において策定されておりますが、熊本労働局においても同計画の推進のため、別添のとおり「熊本労働局第12次労働災害防止推進計画」（以下「推進計画」という）を策定いたしました。

本推進計画は、今後5年間の熊本県内における労働安全衛生施策の方向性を示したものであり、推進計画が目指す「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現のためには、国や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者自身だけでなく、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者を含めた全ての関係者の方々の御協力が必要であると考えております。

つきましては、本推進計画の趣旨を御理解いただき、「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、（発注者や消費者を含めた全ての関係者）それぞれが責任ある行動を取れる社会」の実現に向けて特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

熊本労働局

第 12 次労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

熊本労働局

<目次>

はじめに	1
1 計画のねらい	1
(1) 計画が目指す社会	1
(2) 計画の目標	1
(3) 計画の評価と見直し	1
2 社会の変化と安全衛生施策の方向性	1
(1) 第三次産業の拡大と労働災害の変化	1
(2) リーマンショックと東日本大震災の影響	4
(3) 非正規労働者等の増加と外部委託の広がり	4
(4) 少子高齢化の影響	5
(5) 行政を取り巻く環境の変化	5
(6) 社会に開かれた安全衛生対策	6
3 重点施策	6
4 重点施策ごとの具体的取組	6
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	6
ア 重点とする業種対策	
(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策	6
① 第三次産業（特に小売業・医療保健業・社会福祉施設・飲食店）対策	7
② 食料品製造業対策	9
③ 陸上貨物運送事業対策	9
(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	10
① 建設業対策	11
② 製造業対策	13
③ 運輸交通業対策	13
④ 林業対策	14
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	14
①メンタルヘルス対策	15
②過重労働対策	16
③化学物質による健康障害防止対策	16
④腰痛・熱中症対策	17

⑤受動喫煙防止対策	18
ウ 業種横断的な取組	18
①リスクアセスメントの普及促進	20
②高年齢労働者対策	20
③非正規労働者対策	21
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み・	21
①専門家と労働災害防止団体の活用	21
②業界団体との連携による実効性の確保	22
③安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用	22
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	22
①経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚	23
②労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上	23

はじめに

本計画は、厚生労働大臣が定めた労働災害防止計画を踏まえ、その目標を達成することを目的として、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間に熊本労働局が取り組む安全衛生対策の基本的事項を示すものである。(注：第 11 次防の災害発生データのうち、平成 24 年のデータは平成 25 年 3 月 6 日までに提出・入力された労働者死傷病報告に基づく速報値)

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者自身だけでなく、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者を含めた全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取れる社会を目指す。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害ゼロ」の実現に向け、以下の事項を計画期間中の目標とする。

- ①平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者の数を 15%以上減少させること
- ②平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上労働災害による死傷者の数を 15%以上減少させること

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、熊本地方労働審議会に進捗状況を報告・公表する。また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行う。

※計画の目標は、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において名目 3%、実質 2%を上回る成長を前提として 2020 年までに実現すべき成果目標の 1 つとして掲げている「労働災害発件数を 3 割減」を踏まえたものである。

2 社会の変化と安全衛生施策の方向性

(1) 第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化

これまでの労働災害防止対策の最重点であった製造業と建設業の事業場数及び労働者数の推移を平成 18 年及び平成 21 年の事業場センサスに基づいて比較すると、どちらも事業場

数はわずかに増加している（製造業＋1.4%、建設業＋3.1%）が、労働者数は逆に減少している（製造業－4.3%、建設業－4.8%）。

これに対して、第三次産業は、事業場数も労働者数も大幅に増加しており（事業場数＋7.5%、労働者数＋6.0%）、その構成比は益々増大している。

ただ、製造業のうち食料品製造業に限っては、第三次産業以上の率で事業場数、労働者数ともに増加している。（表1）

《表1》熊本県内における業種別の事業場数及び雇用者数の推移

		平成18年(2006年)	平成21年(2009年)	増減率	構成比の増減
全業種	事業場数	52,914件	56,630件	+7.0%	
	労働者数	557,569人	577,500人	+3.6%	
製造業(構成比)		5,532件(10.5%)	5,608件(9.9%)	+1.4%	-0.6ポイント
		105,408人(18.9%)	100,878人(17.5%)	-4.3%	-1.4ポイント
	うち食料品製造業	818件(1.5%)	935件(1.7%)	+14.3%	+0.2ポイント
		16,844人(3.0%)	18,007人(3.1%)	+6.9%	+0.1ポイント
建設業(構成比)		6,189件(11.7%)	6,378件(11.3%)	+3.1%	-0.4ポイント
		43,171人(7.7%)	41,093人(7.1%)	-4.8%	-0.6ポイント
第三次産業(構成比)		39,495件(74.6%)	42,438件(74.9%)	+7.5%	+0.6ポイント
		378,133人(67.8%)	400,835人(69.4%)	+6.0%	+1.6ポイント

(出典：事業所センサス)

このような産業構造の変化に伴い、労働災害の発生状況も大きく変化しており、製造業及び建設業における死傷災害（休業4日以上）が、産業全体に占める割合が大幅に減少する一方、第三次産業の構成比が大幅に増加している。（表2）

《表2》熊本県内の製造業、建設業、第三次産業の労働災害の推移（休業4日以上）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
全産業	1,997	1,961	1,900	1,990	2,025	1,871	1,741	1,773	1,794	1,644
製造業	513	504	486	473	524	428	389	369	374	333
建設業	383	363	346	340	334	274	286	274	251	268
2業種計	896	867	832	813	858	702	675	643	625	601
同構成比	44.9%	44.2%	43.8%	40.9%	42.4%	37.5%	38.8%	36.3%	34.8%	36.6%
第3次産業計	732	725	707	787	799	777	739	794	825	741
同構成比	36.6%	37.0%	37.2%	39.5%	39.5%	41.5%	42.4%	44.8%	46.0%	45.1%

(出典：労働者死傷病報告に基づく労働災害発生状況、平成24年のデータはH25.3.6現在の速報値)

また、第三次産業においても、卸売・小売業等で構成されている商業、医療機関・社会福祉施設等で構成される保健衛生業の災害増加が著しい。（表3）

中でも、商業においては大型ショッピングセンターの進出増加に伴う多店舗展開事業場の増加、保健衛生業においては高齢化の進展による需要の拡大に伴う介護事業場の増加が予想され、災害防止対策の強化が必要となっている。

これらの業種では、主に機械、設備の改善や、特定の作業や場所に着目した対策によってリスクを低減させ、災害の防止に効果を上げてきた製造業や建設業とは異なり、労働者が滑ったり、つまづいたりすることによる転倒災害、重い物を運ぶことなどによる腰痛災害が多くを占めており、こうした災害を防ぐためには、労働者個人の行動に着目することが必要となっている。

《表3》熊本県内の第三次産業の死傷災害（休業4日以上）の推移

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
全業	1,997	1,961	1,900	1,990	2,025	1,871	1,741	1,773	1,794	1,644
商業	248	233	241	271	250	247	227	250	282	236
金融・広告業	24	23	26	17	21	22	28	27	19	28
映画・演劇業				1		2		1	3	0
通業	6	11	33	44	58	52	46	39	32	25
教育・学業	20	11	11	12	13	23	17	19	7	8
保健衛生業	126	130	109	136	161	132	142	196	180	163
接客・娯楽業	156	142	155	142	142	147	126	125	131	132
清掃・と畜	70	84	69	93	73	93	80	73	85	73
その他の事業	82	91	63	71	81	59	73	64	86	76
第三次産業計	732	725	707	787	799	777	739	794	825	741

（出典：労働者死傷病報告に基づく労働災害発生状況、平成24年のデータはH25.3.6現在の速報値）

ただし、重篤な災害に着目すると、製造業や建設業は依然として重要な業種といえる。労働災害全体に占める割合が低下したとはいえ、死亡災害に限れば、依然として製造業と建設業で4割～6割を占めている。これに運輸交通業と林業を加えた4業種で全体の約7割（平成15年以降を通算して71.7%）を占めており、重点的な対策を講じる必要がある。（表4）

また、食料品製造業については、毎年、製造業の労働災害の3割以上を占めており、かつ、事業場数、労働者数とも増加傾向にあることから、第三次産業に準じて、休業災害の減少を主眼とした労働災害の防止を図っていく必要がある。

加えて、製造業、建設業のどちらの業種も労働者数が減少しているにもかかわらず事業場数は増加していることから、中小零細の下請け企業が増加しているものと考えられ、元請けや注文者に対して、発注条件の適正化や下請けに対する安全衛生管理に係る指導・援助の強化を指導していく必要性が高くなってきている。

健康対策の面でも変化が生じている。これまでは、粉じんによる「じん肺」や様々な化学物質による急性中毒等の健康障害を防止することに主眼が置かれてきたが、近年ではこれらに加え、職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、事業場における受動喫煙、第三次産業を中心に発生する腰痛、暑熱期における熱中症、といった問題が重要性を増している。

《表4》熊本県内における死亡災害の業種別の推移

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
全業	29	26	20	23	18	27	21	22	15	18
製造業	1	3	2	4	4	5	4	5	2	2
建設業	14	11	7	8	5	6	6	8	4	7
2業累計	15	14	9	12	9	11	10	13	6	9
同構成比	51.7%	53.8%	45.0%	52.2%	50.0%	40.7%	45.5%	59.1%	40.0%	50.0%
運輸・倉庫業	6	4	4	2	4	7	2	3	2	3
林業	1	1			2	2	1	1	2	2
4業累計	22	19	13	14	15	20	13	17	10	14
同構成比	75.9%	73.1%	65.0%	60.9%	83.3%	74.1%	61.9%	77.3%	66.7%	77.8%

(出典：労働者死傷病報告に基づく労働災害発生状況、平成24年のデータはH25.3.6現在の速報値)

(2) リーマンショック、東日本大震災、消費税増税の影響

平成20年9月のいわゆるリーマンショックは熊本県においても製造業を中心に大きな影響があり、生産の落ち込みに伴う派遣切りが大きな問題となった。

平成21年の労働災害発生件数は、製造業を中心に大幅に減少し過去最少となったが、これは労働災害防止に向けた取組の成果というより、リーマンショックによる経済活動の低迷による影響が大きいと考えられる。熊本の経済は、その後も世界景気の減速等を背景に、不透明な状況が続いているが、労働災害は平成21年以降は2年連続で増加している。(表2)。

また、平成23年3月の東日本大震災では、熊本でも当初自動車産業等で生産停止や一時休業等の影響が出たが、最近では逆に建設復興需要の急増による建設労働者の全国的な人材不足等が生じており、更に平成24年7月の九州北部豪雨災害による復興・復旧工事の大量発注も加わった結果、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことなどによって、労働災害が増加する懸念が高まっている。

また、平成26年4月に予定されている消費税増税に伴う駆け込み需要で住宅の新築工事が増加することが予想され、東日本大震災の復興需要と相まって木造家屋建築工事の労働災害の増加も懸念される。

さらに、製造業においては、景気の減速の影響もあって労働災害が大幅に減少してはいるが、安全衛生管理のノウハウを有する昭和20年代生まれを中心とする世代の退職や、厳しいコスト競争、人員合理化が、生産現場の安全衛生活動に影響を及ぼすことも懸念される。

このように、これまで大幅に労働災害が減少してきた製造業や建設業においても、今後労働災害が増加するおそれがあり、それに対応した対策を講じていく必要がある。

(3) 非正規労働者等の増加と外部委託の広がり

業種ごとの雇用者数の変化に加え、雇用形態にも大きな変化が見られる。

従来からパート・アルバイト等の非正規労働者の割合が高かった第三次産業の雇用者数が

増加しているのに加え、正社員の雇用率が高かった製造業においても景気による雇用調整が容易な期間契約社員や派遣労働者へのシフト、構内下請等への外部委託化が進行しており、正社員に行っていたような時間をかけた安全衛生教育の実施や安全衛生活動への積極的な参加が困難な状況となってきた。

(4) 少子高齢化の影響

経済構造や就業環境の変化に加えて、急速に進む少子高齢化による影響も生じている。

50歳以上の休業4日以上の被災者の割合を見てみると平成15年以降ほぼ毎年増加しており、また、死亡災害についても死亡者全体の減少に比べて50歳以上の被災者が減少していないため、死亡者が少ない年ほど比率が高くなる傾向にある。(表5)

《表5》熊本県内における労働災害の年齢別構成比(50歳以上)の変化

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
死傷災害総数	1,997	1,961	1,900	1,990	2,025	1,871	1,741	1,773	1,794	1,644
50歳以上	856	852	844	895	935	872	810	834	893	849
同構成比	42.9%	43.4%	44.4%	45.0%	46.2%	46.6%	46.5%	47.0%	49.8%	51.6%
死亡災害総数	29	26	20	23	18	27	21	22	15	18
50歳以上	15	14	8	15	15	15	13	7	12	13
同構成比	51.7%	53.8%	40.0%	65.2%	83.3%	55.6%	61.9%	31.8%	80.0%	72.2%

(出典：労働者死傷病報告に基づく労働災害発生状況、平成24年のデータはH25.3.6現在の速報値)

業種別には、50歳以上の高齢労働者の死傷災害の割合が高い主な業種として、建設業、林業、小売業、医療保健業、旅館業、清掃・と畜業等がある。

今後も高齢化が進み、これまで以上に労働者に占める高齢者の割合は高くなるが見込まれるため、これからの労働災害防止の取組は、これら高齢化によるリスクの増大も念頭においたものとしていく必要がある。

(5) 行政を取り巻く環境の変化

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、国の財政状況は厳しさを増しており、行政はさらなる減量、効率化が求められている。

このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進め、合理的な重点化を図るとともに、これまで以上に、業界団体や労働災害防止団体などの連携を強め、業界の自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していく必要がある。

特に災害が増加している第三次産業については、業種別の労働災害防止団体も無い場合、まずは業界団体に対して、労働災害防止に関する内部組織(労働安全衛生部会等)の設置を働き掛けていく必要がある。

(6) 社会に開かれた安全衛生対策

熊本労働局が推進する安全衛生施策については、ホームページへの掲載やマスコミへの積極的な広報等により広く周知するとともに、管内各企業が実施している安全衛生対策の取組状況についても労働者やその家族、求職者を含むあらゆる人々が容易に入手し、認識を共有できるように可視化を推進していく必要がある。

3 重点施策

先に述べた社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の3つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種対策

(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業が大幅に増加している。

なかでも、小売業、医療保健業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、かつ増加傾向にある。

一方、製造業の労働災害の3割以上を占め、第三次産業以上に事業場数や労働者数が増加している食料品製造業と全労働災害の約1割を占める陸上貨物運送事業については、労働災害の死傷者数が増減を繰り返しており、明確な減少傾向は認められない状況である。

このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等や食料品製造業、陸上貨物運送事業に対する重点的取組が必要となってきた。

- ・小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。また、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化によ

り、雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。

- ・食料品製造業は、平成 15 年以降の休業 4 日以上労働災害を合計すると、転倒災害 341 件（構成比 26.1%）、はさまれ・巻き込まれ災害 302 件（同 23.1%）、切れ・こすれ災害 234 件（同 17.9%）が発生しており、これら上位 3 つで約 7 割を占めているが、転倒災害だけでなく、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ災害についても、「食品加工機械に材料が詰まった際に機械を止めずに手を入れた」「包丁で自分の手を切った」等、第三次産業の場合と同様に労働者自身の不安全行動に起因する災害が多いのが特徴である。
- ・陸上貨物運送事業は、交通労働災害が全体の 1 割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約 6 割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約 7 割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く 3 割以上を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の人力機械による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

（目標）

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■小売業

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 20%以上減少させる。

■医療保健業

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 20%以上減少させる。

■社会福祉施設

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

■飲食店

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

■陸上貨物運送事業

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

■食料品製造業

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

（講ずべき施策）

小売業等や陸上貨物運送事業、食料品製造業は、労働災害が減少していない又は減少幅が小さく、特に小売業等は労働災害全体に占める割合が増加しているため、労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

① 第三次産業対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、医療保健業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店を重点的に取り組む。

①-1 共通事項

a 安全衛生管理体制・安全衛生教育の強化

- ・第三次産業では、転倒災害や腰痛等労働者の不安全行動を原因とする災害が多いことから、雇入時や作業内容変更時において安全な作業手順の周知等について安全衛生教育を確実に実施させるとともに、これらの作業手順を順守させることができる現場責任者の配置等を含めた適正な安全衛生管理体制を構築させる。
- ・第三次産業では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、安全委員会・衛生委員会の委員を人数比に応じて非正規労働者から選出する等、非正規労働者も積極的に安全衛生活動に参加する体制づくりが取り組まれるよう指導する。

b 労働災害の発生状況の把握と防止対策の周知

- ・各年の労働災害件数が確定した後、速やかに各業種の労働災害発生状況を労働局において分析し、各事業場で実施してもらうべき具体的な災害防止対策を策定する。
- ・上記対策を労働基準監督署による指導や業界団体に対する要請等を通じ各事業場に周知する。
- ・年度の途中においても毎月の災害発生状況に大きな変動が見受けられた場合には、上記に準じて随時要請等を実施する。

c 関係行政機関等との連携強化

- ・各業種の営業に関する許認可権限を有する行政機関との連携を強化し、合同の個別指導の実施や集団指導の開催及び連名による安全衛生に係る要請等に取り組む。
- ・各業界団体と連携を強化し、内部組織としての労働安全衛生に関する委員会の設置や業界による労働安全衛生大会の開催を働き掛ける。

①-2 業種別の取組

a 小売業関係

(a) 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約3割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。
- ・大規模店舗・多店舗展開企業から熊本県安全衛生専門家会議の専門委員の選出を受け、会議の場で安全衛生施策に関する情報提供を行うとともに、小売業の実態に即した提言を受ける。
- ・九州・沖縄ブロック内に本社を有する多店舗展開企業については、本社を管轄する労働局と連携して本社主導の労働災害防止対策の樹立・普及を図る。

(b) バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働き掛ける。
- ・熊本県安全衛生専門家会議による安全パトロール等によりバックヤードの安全化の重要性等について啓発指導を実施する。

b 医療保健業関係

- ・熊本労働局監督課が事務局となっている「看護師等医療従事者の雇用の質の向上のための取組」と連携し、同取組で開催する企画委員会や研修会において労働災害防止に係る情報提供等を行う。

c 社会福祉施設（介護施設）関係

- ・介護機器の導入による腰痛予防、改正「職場における腰痛予防対策指針」で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

d 飲食店関係

- ・九州・沖縄ブロック内に本社を有する多店舗展開企業については、本社を管轄する労働局と連携して本社主導の労働災害防止対策の樹立・普及を図る。

② 食料品製造業対策

a 改正労働安全衛生規則（食料品加工機械対策関係）の周知、徹底等

- ・全国で年間約 2,000 件の死傷災害が発生し、熊本においても食料品製造業の災害の約3割を占める食料品加工機械による労働災害の防止について、平成 25 年より施行される改正労働安全衛生規則に基づく新たな対策の周知、徹底を図る。

b 食料品製造業安全衛生協議会による自主的な安全衛生対策の推進

- ・食料品製造業における災害発生状況を他の製造業と比較すると、比較的事業場規模が大きい事業場で多くの災害が発生しており（11 次防期間中の労働者数 30 人以上規模の事業場の労働災害発生割合：食料品製造業 406 件／615 件＝66.0%、製造業全体 986 件／1863 件＝52.9%）、また、同じ事業場で災害を繰り返す傾向が強い（11 次防期間中に 2 件以上の災害を発生させた事業場の割合：食料品製造業 100 件／367 件＝27.2%、製造業全体 299 件／1290 件＝23.2%）ことから、食料品製造業の主要事業場を構成員とする食料品製造業安全衛生協議会の設置を働き掛け、継続的な自主的な安全衛生対策の推進を図る。
- ・当面、局において肉・乳製品製造業、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業の労働者数 50 人以上規模の事業場に対して働き掛けを行うこととし、その他の業種・規模の事業場に対しては管内事情に応じて各労働基準監督署において取り組むこととする。

③ 陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・熊本県内の陸上貨物運送事業の労働災害の約6割が荷役作業時に発生している（平成23年データ）ため、平成23年6月2日付け厚生労働省労働基準局長通達「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」及び「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（仮称）に基づき、陸上貨物運送事業者だけでなく、荷主や国、関係防災団体を含めた荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底を図る。
- ・荷役作業及び長時間の車両運転等による腰痛災害防止のため、改正「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の周知、徹底を図る。

b 荷主に対する取組の強化

- ・平成24年に実施した荷主等に対する自主点検の結果、上記通達で示されている「荷主等の実施事項」について、まだ荷主等に十分認知されていないことから、集団指導や自主点検の対象拡大等によりその周知を図る。
- ・上記自主点検結果等に基づき、荷主等の実施事項に係る好事例の収集を継続的に実施し、パンフレットや労働局ホームページ等により広く紹介していく。
- ・荷主先等で発生した陸上貨物運送事業者の墜落・転落災害については、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（仮称）に基づく設備的な改善の実施が行われるよう、荷主先等に要請を実施していく。

（イ）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

（現状と課題）

- ・死亡災害は大幅に減少してはいるものの、第11次防期間中に100名を超える労働者が労働災害で亡くなっており、重篤な災害を防止するという観点からは、その3割近くを占める「墜落・転落災害」、約2割を占める「交通事故」、約14%を占める「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策を徹底させなければならない。
- ・墜落・転落災害は、建設業が約半数、製造業と林業がそれぞれ約17%を占めている。はさまれ・巻き込まれ災害では建設業と製造業でそれぞれ4割以上、合わせて9割近くが発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業及び林業に対して、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。なお、建設業の「はさまれ・巻き込まれ災害」の半数は重機によるものであり、対策の強化が必要である。
- ・また交通死亡災害については、運輸交通業と商業がそれぞれ約3割、建設業が約15%を占めているが、特に運輸交通業については乗客や一般車両等の第三者に被害を及ぼす重大な災害が全国的にも多発しており、交通労働災害の防止は社会的にも重要な課題となっている。
- ・建設業は、平成24年に死亡災害が急増した（3人→7人）。この背景には、長引く建設不況による就労人口の減少、東日本大震災の建設復興需要の急増による建設業者・技術者・技能労働者等の県外流出、九州北部豪雨災害の災害復旧工事の急増、等により県内の建設労働者が不足している現状があるものと考えられ、その結果、労働者の安全確保上重要な要因である人材の質の維持や適正な現場管理の継続に支障をきたすことが懸念

される。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

《第 11 次防期間中の事故型別死亡災害発生状況》

業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	その他	合計
建設業	14	6	3	8	31
製造業	5	6	0	7	18
運輸交通業	0	1	7	9	17
林業	5	0	0	3	8
商業	1	0	6	4	11
上記以外	4	1	5	7	17
全業種合計	29	14	21	38	102

(出典：労働者死傷病報告に基づく労働災害発生状況、平成 24 年のデータは H25.3.6 現在の速報値)

(目標)

第 12 次防期間中の労働災害による死亡者の数を、重点業種ごとに次の目標値以下とする。

■建設業

労働災害による死亡者の数を 5 年間で 27 人以下とする。

■製造業

労働災害による死亡者の数を 5 年間で 16 人以下とする。

■運輸交通業

労働災害による死亡者の数を 5 年間で 13 人以下とする。

■林業

労働災害による死亡者の数を 5 年間で 7 人以下とする。

(講ずべき施策)

建設業では「墜落・転落災害」「はさまれ・巻き込まれ災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」、運輸交通業では「交通事故」、林業では「墜落・転落災害」に着目した対策を講じる。また、建設業は、平成 24 年に労働災害が急増しており、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、全国的に労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。

① 建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

・墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約 14%を占めているため、「足場からの墜落・転落災害総合防止対策推進要綱」の徹底を図る。また、はしご、

屋根、梁等からの墜落・転落が43%を占めるため、親綱や安全ネットの設置及び足場の組立等作業時における安全帯の二丁掛けを推進する。

- ・また近年、災害復旧工事等において、現場に通じる作業用道路の幅員の確保が不十分だったために建設機械ごと労働者が転落するという災害が続発しているため、安全な作業用道路の確保について公共工事発注機関連絡会議で協議を行っていく。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯を普及させる。

b 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

(a) 建設工事発注者に対する要請

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、今後も局・署において公共工事発注機関連絡会議を開催し、発注機関と連携して対応する。
- ・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、九州地方環境事務所、地方公共団体等とも連携して合同パトロールを実施するなど重点的に対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、地場総合工事業者の現場を中心に、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) アスベストばく露防止対策

- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、九州地方環境事務所、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

(b) 解体工事の安全対策

- ・今後示される予定の老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事におけるガイドラインの周知徹底を図る。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、平成24年7月には九州北部豪雨により県内にも大きな被害が発生したところである。

今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

e 建設機械災害対策の推進

- ・建設機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止するため、作業中の誘導者の配置を徹底するとともにバックモニターの設置促進等による運転者の死角の解消を図る。
- ・建設機械による用途外使用を排除するためのクレーン機能付きドラグショベルの一層の普及とクレーン作業時の安全対策の徹底を図る。
- ・建設機械が転倒した際に、運転者が運転席から投げ出され、建設機械の下敷きになって死亡するケースが多いことから、シートベルトの設置及び着用の推進を図る。

② 製造業対策

a 機械災害防止対策の推進

- ・死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。
- ・各機械に対して適切なリスクアセスメントが実施され、リスク低減措置や残存するリスクの関係労働者への周知が適正に行われるよう徹底する。

b 労働災害防止団体と連携した取組み

- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の再確認が急がれており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、熊本県労働基準協会や中央労働災害防止協会が実施する各種研修会への参加勧奨等を積極的に実施する。

③ 運輸交通業対策

a 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ・適正な走行計画の作成、点呼の確実な実施等により過労運転が行われないよう徹底する。
- ・デジタルタコグラフやドライブレコーダーの導入等による「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の普及を図るとともに、これらの記録を使用した適正な安全指示や安全教育が行われるよう徹底する。
- ・安全な走行計画の確保のため、荷主や元請が適正な発注を行うよう、九州運輸局熊本運輸支局とも連携し、荷主先への合同調査やトラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議等での周知指導を行う。

b 関係団体と連携した取組み

- ・道路貨物運送業の熊本県トラック協会、ハイヤー・タクシー業の熊本県タクシー協会、バス業の熊本県バス協会との連携を強化し、各団体との共催で安全衛生に関する研修会等を開催していく。

- ・熊本県警、九州運輸局熊本運輸支局及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部と連携し、毎年12月に熊本県交通労働災害防止運動を実施していく。

④ 林業対策

a 墜落・転落災害防止対策

- ・急斜面での作業もしくは移動中の滑落災害が多いことから、ロリップや安全带、親綱等を使用した墜落・転落災害防止対策の普及促進を図る。
- ・高性能林業機械等の運転中に機械と一緒に転落するという災害が見受けられることから、ベースマシンとなっている建設機械の運転資格の取得促進と十分な幅員を有する安全な作業用通路の確保、適正な誘導者の配置について指導を行う。

b 関係団体と連携した取組み

- ・林業・木材製造業労働災害防止協会が作成したリスクアセスメント標準モデルや人吉球磨地域の森林組合の安全担当者等が共同で作成した「RA管理票」等を用いたリスクアセスメントの実施を熊本県森林組合連合会等を通じて広く呼び掛ける。
- ・熊本県農林水産部や管内の森林管理署及び林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部等との共催で定期的に熊本県林業安全大会を開催する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

- ・労働者の健康保持増進に関して、定期健康診断における事後措置の充実に配慮しつつ、精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。

メンタルヘルス対策では、不調者の早期発見・早期治療につながる事業場内の体制整備に加え、メンタルヘルス不調に陥ることを回避する職場環境に向けて改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑・高度化し、さらに雇用形態も変化を続ける現状から、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

《脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数、認定件数の推移》

上段：請求件数 下段：認定件数

疾病	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
脳・心臓疾患	17 6	19 6	10 5	18 9	14 7	15 4
精神障害	13 8	19 9	12 4	13 2	14 9	20 3

(熊本労働局)

- ・印刷業における胆管がんの発生を契機に、化学物質による健康障害への関心が高まっており、有機溶剤等の規制物質の法定事項の履行に加え、規制対象外の化学物質についても健康障害リスクの低減等の自主的取組の重要性が高まっている。
- ・腰痛が業務上疾病の約半数を占め、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げているほか、夏季を中心に発生している熱中症への対策の強化が課題となっている。

《腰痛（労働災害）の発生件数の推移》

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
業務上疾病発生件数	75	86	86	93	69	48
腰痛件数	38 (50.7%)	37 (43.0%)	46 (53.5%)	48 (51.6%)	37 (53.6%)	22 (45.8%)

（熊本労働局：疾病件数は翌年3月31日までに把握したものに限り）

《熱中症の発生件数の推移（休業4日以上）》

	平成15～19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
熱中症件数	31	3	4	7	3	12

（熊本労働局：平成20～24年の合計値は29件）

① メンタルヘルス対策

（目標）

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、労働者数50人以上規模については100%、労働者数30～49人規模事業場については80%以上とする。

（講ずべき施策）

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。
 - ・県内 34 の精神科医療機関による「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」の周知と利用促進を図る。
- c 取組方策の分からない事業場への支援
- ・職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もある（管内 100 人以上規模事業場を対象とした自主点検結果（平成 24 年）では 33.3%）ため、事業者がこうした取組が行えるように支援を行う。
- d 職場復帰対策の促進
- ・事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、今後、職場復帰支援事例集、職場復帰支援モデルプログラム等が働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じて提供される予定であることから、これを広く周知し、対策の促進を図る。
 - ・事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、支援を図る。

② 過重労働対策

（講ずべき施策）

- a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
- ・定期健康診断の実施、労働時間等の的確な把握・管理をふまえた事後措置等を含む健康管理を徹底させ、並行して恒常的な長時間労働の回避可能な労務管理の定着を図ることにより、労働者の過労に伴う健康障害のリスクの低減を図る。
 - ・過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止対策の徹底を指導する。
 - ・労働者 50 人未満の規模の事業者による健康管理の支援を行うため、熊本県地域産業保健センターの利用を促進する。
- b 働き方・休み方の見直しの推進
- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
 - ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

③ 化学物質による健康障害防止対策

(講すべき施策)

a 新たな化学物質規制への対応

- ・改正特定化学物質障害予防規則（平成 25 年 1 月施行）等により追加された規制物質を使用する事業場への措置義務の履行確保と猶予措置・猶予期間の周知を行う。また、現在規制対象外の化学物質であっても逐次発がん性に重点を置いた有害性評価とその結果等に基づく必要な規制が進行する予定であるので、規制内容等が決定次第、使用事業場の把握と規制内容の周知徹底に努める。

b 化学物質リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・リスクアセスメント普及定着の取組の一環として、危険性又は有害性の高い化学物質について適切な管理が求められる事業場に対しては、化学物質に関するリスクアセスメントの普及定着を促進する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付対象物質の周知とその履行定着を図る。

c 作業環境管理の徹底と改善

- ・従来の作業環境管理方法に加えて、リスクに基づく合理的な化学物質管理方法として、「発散抑制措置の性能要件化」の周知・普及を図る。

d 石綿に関する届出情報の共有化と事前調査の徹底

- ・大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による「事前届出」の各届出内容について、届出情報保有官署間の情報提供体制を確立し、無届事案の解消を図る。
- ・「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づいた事前調査を徹底させ、不十分な調査に起因する石綿の漏えい事案の防止を図る。

④ 腰痛・熱中症予防対策

■腰痛

腰痛予防対策としての独自目標は設定しないが、腰痛の発生率が高い社会福祉施設（介護施設）、小売業、医療保健業、陸上貨物運送事業の労働災害減少目標を達成することにより腰痛災害の減少を図る。

■熱中症

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上労働災害の死傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20%以上減少させる。

(講すべき施策)

④-1 腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

- ・腰痛発生が懸念される社会福祉施設（介護施設）、医療保健業、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを含め、腰痛予防対策指針で示す労働衛生教育を一層促進する。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。
- ・事業者による腰痛予防教育を容易とするため、業界団体や介護労働者養成機関に対して教育内容の周知を依頼する。

④-2 熱中症対策

a 熱中症の発生防止対策の徹底

- ・発生防止のための作業場所における作業環境管理、作業管理の徹底を図るとともに、このうち順化期間の設定等を含む作業計画、作業環境の測定の実施等について一層の普及定着を図る。また、工事発注者等には、工期に順化期間の設定を勘案するよう協力要請する。

b 熱中症対策情報の提供

- ・作業計画立案に資するため、WBGT 値（暑さ指数）の予測値の活用を促進する。また、屋内作業場での発生割合が増加している点に鑑み、これらを中心とした発生事例を周知する。

⑤ 受動喫煙防止対策

（講ずべき施策）

a 普及・啓発

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・各業種団体等に対し、受動喫煙防止対策助成金制度周知のための説明会を開催する。

b 受動喫煙防止対策の強化

- ・職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

ウ 業種横断的な取組

（現状と課題）

- ・当局においては、労働者数 50 人以上の工業的業種の事業場及び労働者数 200 人以上

の非工業的業種の事業場に対してリスクアセスメントの導入を目的とする「熊本労働局リスクアセスメント普及促進計画」を策定し、平成 20 年度～平成 23 年度までを第 1 次、平成 24 年度～平成 25 年度までを第 2 次の計画期間としてそれぞれ目標値の設定や結果のとりまとめを行ってきた。

第 2 次計画については計画期間が平成 25 年までであるため最終結果はまだ出ていないが、各労働基準監督署による毎年のとりまとめ結果を総合すると工業的業種に比べて非工業的業種のリスクアセスメント導入に遅れが見受けられる。

- ・また、労働者数 50 人未満の事業場に対するリスクアセスメントの導入についても工業的業種に関しては積極的に指導すべき時期にきているものと考えられる。

《リスクアセスメントの普及促進計画の状況》

	第 1 次計画		
	初期値	目標値	結果
導入済事業場率	29.7%	50%以上	54.3%
導入検討事業場率	15.3%	30%以上	23.0%

	第 2 次計画		
	初期値	目標値	結果
工業的業種の導入率	58.0%	70%以上	計画推進中
非工業的業種の導入率	40.4%	50%以上	計画推進中

- ・ 60 歳以上の高年齢労働者の数は、平成 14 年から平成 19 年の 5 年間で 45 千人から 57 千人と、30%近く増加し、労働災害に占める 60 歳以上の割合も、平成 14 年から平成 19 年の 5 年間で、死傷災害で 13.3%から 13.9%、死亡災害で 25.0%から 38.9%に増加している。60 歳以上の高年齢労働者は、労働災害発生率も高く、今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。
- ・ また、労働者の 3 人に 1 人以上が非正規労働者となっており、その比率は近年益々増加していることから、非正規労働者に関する安全衛生活動が、労働者の属性にかかわらず確実に実施されるよう指導の強化が必要となっている。

《熊本県の労働者数の推移》(単位：千人)

	雇用者総数	60 歳以上	非正規労働者
平成 14 年	658	45 (7.3%)	208 (31.6%)
平成 19 年	676	57 (9.2%)	234 (34.6%)

(出典：就業構造基本調査、()内は雇用者総数に占める割合)

(講ずべき施策)

① リスクアセスメントの普及促進

a 中小規模事業場へのリスクアセスメントの導入促進

- ・第2次熊本労働局リスクアセスメント普及促進計画の進捗状況を踏まえた上で、工業的業種については、労働者数50人未満の事業場に対してもリスクアセスメントの普及促進を図っていく。

b 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に関しては、第2次熊本労働局リスクアセスメント普及促進計画のとりまとめの一環として平成25年に実施する予定の自主点検において、労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況も併せて確認し、平成26年から実施予定の次期中長期計画に反映させる。

c 化学物質リスクアセスメントの促進

- ・危険性又は有害性の高い化学物質について適切な管理が求められる事業場に対しては、化学物質に関するリスクアセスメントの普及定着を促進する。(再掲)

② 高齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・熊本県内においては、高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高齢労働者数の増加により、50歳以上の高齢労働者が休業4日以上死傷災害全体に占める割合が年々増加し、約5割となっている。また、高齢労働者は、被災した場合にその程度が重篤化する傾向にある。このため、労働災害事例集の作成、自主点検の実施等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体、業界団体等と連携して指導する。
- ・高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、事業者が教育を行うよう指導するとともに広報により注意喚起を行う。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・事業者が基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ・体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会熊本県支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や熊本県地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

③ 非正規労働者対策

a 非正規労働者に関する安全衛生活動の実施促進

- ・パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施
その他の安全衛生活動について、労働者の属性にかかわらず確実に実施されるよう指導を行う。

b 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(現状と課題)

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業、運輸交通業、林業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、平成 22 年以降 2 年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要となっている。
- ・民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う十分な人材を育成することが難しくなる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要となっている。

(講ずべき施策)

国は、上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、民間団体、専門家、関係政府機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

① 専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の活用

- ・事業場の安全衛生水準の向上に安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントが一層活用されるよう事業場へのアドバイスに努める。
- ・専門家の知識やノウハウを活用しながら、熊本県内の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行

政機関が保有する労働災害関連情報の提供等を含めた支援を行う。

- ・労働災害防止団体が、労働災害防止団体の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励し、各種活動の推進に必要な支援を行う。
 - (a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
 - (b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用すること。

② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。
- ・最終的には、業界団体の内部組織としての労働安全衛生に関する協議を行う常設の委員会の設置や業界団体主催の労働安全衛生大会の定期的な開催を目標として働き掛けを行っていく。(再掲)

③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

a 産業保健サービス機関の育成

- ・メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進める委託事業(「事業場の産業保健活動を支援するサービスの整備・育成等事業」)を支援する。

b 熊本県地域産業保健推進センターの活用

- ・労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、熊本県地域産業保健推進センター活動の支援を充実させることを通じ、小規模事業場の産業保健活動に資する。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

(現状と課題)

- ・建設業や製造業等の重篤な災害の発生が多い業種では従来、「安全第一」をスローガンとして生産効率よりも安全を優先する企業風土が培われてきたが、公共工事の減少や国際競争の激化等で企業の存続のためには収益を優先せざるを得ない状況が生じている。
また、元々労働災害発生について危機意識に乏しい第三次産業が増加していることから、労働者の安全・健康の確保を第一に考えるという企業理念を掲げる企業は益々少数派となりつつあり、その結果が近年の労働災害の増加に結びついているものと考えられる。
- ・労働災害の増加に歯止めを掛け、企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い意識が重要である。

(講ずべき施策)

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられる仕組みの構築及び運用を推進する。また、労働者や県民に積極的な情報提供を行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

① 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

② 労働災害防止に向けた安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

a 業種別安全衛生大会の開催

- ・現在すでに毎年安全衛生大会が開催されている建設業に加えて、林業、小売業、医療保健業、社会福祉施設等の業種においても安全衛生意識の高揚のための業種別安全衛生大会が開催されるよう働き掛けを行う。

b ホームページ等を利用した積極的な情報発信

- ・熊本労働局や各災害防止団体が実施している安全衛生関係の各種キャンペーンや自主点検結果等を積極的にマスコミやホームページで広報することにより県民に対する注意喚起を行う。